

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第103条第2項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先： 佐賀県警察本部交通部運転免許課行政処分係 電話0952-98-2220 内線210
備 考：